

令和4年度 第2回山梨地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時：令和4年8月5日（金）午後2時00分～2時59分

2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉

3 出席者：公益代表 石垣委員、伊藤委員、今井委員、岡松委員、反田委員
労働者代表 櫻井委員、白倉委員、田草川委員
使用者代表 一之瀬委員、川島委員、長谷川委員、山岸委員、依田委員
事務局 生方労働局長、岡村労働基準部長、
井上賃金室長、平出室長補佐

4 議事

- (1) 審議日程の変更について
- (2) 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
- (3) 賃金実態調査結果等について
- (4) 労使からの意見聴取結果について
- (5) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）
- (6) その他

5 審議会内容

（賃金室長）

本日はお忙しいところお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

定刻より少し早いのですが、皆様お揃いいただきましたので、ただいまから、令和4年度第2回山梨地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

本日は、労働者側小林委員、佐々木委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

また、当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行いましたところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて御報告いたします。

それでは、反田会長、以後の議事進行をお願いいたします。

【(1) 審議日程の変更について】

（反田会長）

本日もよろしくお願いいたします。

それでは早速議事に入りたいと思います。

まず、議事(1)の「審議日程の変更について」でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

（賃金室長）

それでは説明いたします。着座にて失礼いたします。

お手元に配付しております、「令和4年度地域別最低賃金審議日程表（再調整後案）」の資料を御覧いただきたいと思えます。

本年度の地域別最低賃金審議の日程につきましては、本年5月に日程調整をさせていただきまして、第1回の本審で御承認をいただいていたところですが、中央最低賃金審議会における目安に関する答申が、当初見込んでおりました7月下旬になされず、8月2日の答申となりましたことから、委員の皆様には御迷惑をおかけすることとなりましたが、再度日程調整を行わせていただき、あらためて審議日程案を作成したものといたします。

また、発効日につきましては、当初の日程では10月1日となる想定で作成しておりましたが、この案は、発効日が10月20日となる想定で作成しております。

8月5日から順に御覧いただきますと、本日は本審終了後に第2回の専門部会を開催する予定としております。

この第2回目の専門部会では、労使双方から審議に当たっての基本的見解をお示しいただくこととしております。

次に、8月9日からは具体的な金額審議を行うこととなります。

8月12日も金額審議を行い、結審の予定としております。

金額審議の予備日としまして、8月23日の午前9時からの時間を確保しておりますが、この日は、午前11時から第3回本審を開催いたしまして、答申をいただきたいと考えております。

8月23日に答申をいただけた場合は、例年異議の申し出がありますので、異議審となる第4回本審の日程として9月8日を予定しております。

また、特定最低賃金検討委員会につきましては、当初の予定どおり8月22日に開催する予定としております。

今後の審議会の日程案の説明は以上でございますが、本日程案につきまして、御検討の上、御承認をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

（反田会長）

ただいまの、日程変更についての事務局の説明につきまして、何か御意見、御質問等はございますか。

（各側委員）

（意見、質問等なし。）

（反田会長）

よろしいでしょうか。

では、これで承認されたものといたします。

【（2）令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について】

（反田会長）

それでは、次の議事の（2）に移りたいと思えます。

令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

お手元に配付しております審議資料の1ページ目を御覧いただきたいと思っております。

これは、8月2日に、中央最低賃金審議会におきまして、厚生労働大臣あてに提出されました答申文及びその別紙の写しです。

皆様に既にメールでお送りさせていただきましたものと同じものになります。

答申の別紙としまして、資料2ページからの「公益委員見解」、次に、資料の15ページからの「目安に関する小委員会報告」が添付されております。

また、資料の6ページからですが、本年は、公益委員見解の別添として、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータの資料が添付されております。

資料の2ページにお戻りください。

本年度の引上げ額の目安につきましては、公益委員見解によりまして、AランクとBランクがプラス31円、CランクとDランクがプラス30円となりました。

この目安額となった理由につきましては、2の(1)からの部分になります。

今年度の目安審議についての考え方が記載されておりますが、平成29年全員協議会の今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」などの政府方針に配慮し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行った、とされております。

例年3要素を考慮した審議がされているわけですが、本年度は特に3要素を重視し、3要素に関するデータに基づき審議がなされたと聞いております。

3要素は、皆様御承知のとおりではございますが、労働者の生計費、労働者の賃金の状況、企業の賃金支払い能力、の3つであり、これらを総合的に勘案して定めるとされております。

本年の公益委員見解におきましては、例年の構成と違い、様々なデータに基づき3要素を個別に検討した内容、さらに、その3つの要素を総合的に勘案し、結論に至った考え方を記載するといった構成で作成されております。

まず、最初に記載されておりますのが、カタカナのアの、労働者の賃金の状況となります。

最低賃金法の条文の順番としては、労働者の生計費が最初に来るわけですが、これにつきましては、今回、賃金を最初にしたのは使用者団体も重視している第4表を基本として考えていくということで賃金からの順番となったと聞いております。

賃金の項では、春闘の妥結状況における賃金上昇率が2%を超えていること、賃金改定状況調査結果では、第4表における賃金上昇率が1.5%で、最低賃金が時間額で表示されるようになった平成14年以降最大値であったこと、継続労働者に限定した第4表での賃金上昇率がより高い2.1%であったことが、まず記載されております。

次にただし書として、第4表における賃金上昇率は、企業において、労働者の生計費や賃金の支払い能力等を総合的に勘案して賃金決定された結果であると解釈できるところ、賃金交渉後の今年4月以降の物価上昇は十分に考慮されていない可能性があるという点に留意が必要とされております。

続いて資料3ページのカタカナのイの労働者の生計費ですが、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は今年4月に3.0%、5月に2.9%、6月に2.8%となっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超える上昇率となっていること、1行飛びまし

て、必需品的な支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者の中には生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられることが挙げられています。

そして、労働者の生計費についての検討結果として、「このため、」からになりますが、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案し、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準を考慮する必要がある、言い換えますと、最低賃金近傍で働く方の購買力を維持することが難しいのではないかとされています。

ここで、「持家の帰属家賃を除く総合」についてですが、資料の9ページを御覧ください。

上のスライドですが、表の4行目に、「持家の帰属家賃を除く総合」についての説明がございますので御覧いただければと思います。

その中の2つ目の印のところですが、毎月勤労統計調査での実質賃金を出すための指標となっているものです。

また、説明としまして、上のほうの四角の囲みの中の2行目からですが、中央最低賃金審議会では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用しているとしております。

参考としまして下のスライドですが、消費者物価指数の推移のグラフがあり、オレンジ色の線が「持家の帰属家賃を除く総合」の推移となります。

資料の3ページにお戻りいただければと思います。

カタカナのウの通常の事業の支払い能力の項を御覧ください。

こちらでは、一部の産業や企業ではなく、全産業や企業全体の賃金支払い能力とするのが基本であること、関連する指標として、法人企業統計における企業利益では、コロナ前の水準への回復が見られること、業況判断DIでも、コロナ禍からの改善傾向がみられることが、まず記載されています。

次にただし書きとして、「宿泊業、飲食サービス業」では、現在もコロナ禍の影響が見られること、また、足下では、国内企業物価指数が9%を超える水準で推移している中で、多くの企業では十分な価格転嫁ができず、企業経営は厳しい状況にあると考えられることが記載されています。

そして、支払い能力についての検討結果としまして、このように、企業の利益や業況については、コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意する必要があります、とされています。

続いて、カタカナのエですが、3要素について個別に検討した総括として、「各リンクの引上げ額の目安」の項が設けられています。

ここでは、まず、の賃金については、春闘の状況は良くなっていること、第4表の賃金上昇率は平成14年以降最大であるが、当該結果には4月以降の消費者物価の上昇分が十分に勘案されていない可能性があること、次にの生計費については、必需品的な支出項目が上がっていることも考えれば、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数が示す3.0%を一定程度上回る水準とすることが考えられること、さらには、政府が早期に全国加重平均1,000円以上を目指していることを踏まえれば可能な限り最低賃金を引き上げることが望ましい、とされています。

次にの通常の事業の賃金支払能力ですが、全体的にはよくなっているとしても、労働分配率が比較的高い中小企業・小規模事業者においては、賃上げ原資を確保す

ることが難しい企業も少なくないこと、また、最低賃金はそれを下回る場合、罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には限界がある、としています。

そして、これらを、総合的に勘案すると、公益委員としては3.3%を基準として検討することが適当であると考え、としています。

続いて、各ランクの目安額について、今年1月から6月の消費者物価の上昇率は、A、Bランクがやや高めに推移していること、雇用情勢では、今年度はAランクも改善していること、また一方で地域間格差への配慮が必要であること、からA、Bランクと、C、Dランクの目安額の差は1円とすることが適当であるとの結論となっています。

最後に御説明しますのが、資料5ページの中ほどのカタカナのカ、地方最低賃金審議会への期待等、の項です。

こちらでは、改めて目安の位置づけについての記載がなされております。

1行目の中ほどからですが、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。」と記載されております。

最後に、資料内には記載されていないんですけども、本年度の答申につきましては、厚生労働本省からは、各委員が熟慮、議論を重ねて、地賃審議を円滑に進めることができるように明解で納得できるような答申を目指すということに尽力して得られた結論が本年度答申、であることの説明を受けております。

その他の資料につきましては、後ほど御確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

(反田会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のありました、「地域別最低賃金額改定の目安」に関連しまして、御質問、御意見はございますか。

(長谷川委員)

わかる範囲でいいのですが、目安が示されたのが1週間くらい遅くなったじゃないですか。

一番の原因というか、どこが一番もめたのかなというところを教えていただきたいと思います。

(反田会長)

事務局お願いいたします。

(賃金室長)

わかる範囲でということになるのですが。

具体的な目安の検討に入った後の概要を詳しく聞いていないので、これだけ延びた理由が、ここに書いてある状況以外のことは承知していませんが、ただ、昨年度、目安を出すにあたって、ここ数年なかった採決という形がとられて、それを踏まえて、今年はより丁寧な審議が必要だろうという観点から、本年度は、昨年度

より、より丁寧な審議とデータに基づいた目安を出すことが必要だとされた経過から、今年度は、昨年度より丁寧な審議会の運営とデータに基づいた理解が得られる目安額になるように努めたということがあり、通常であれば、25日に目安小委員会が行われて、例年であれば翌日には目安額が示されることが多いのですが、そこで、目安を示すことができず、時間をとって翌週になって目安が示されたと聞いております。

(長谷川委員)

ありがとうございます。

(反田会長)

他になにかございますか。

(長谷川委員)

もう一点お願いします。

昨年も、最後の採決を採ったときに、使用者側は反対に挙げたと思うのですけれども。

要は、3要素について、その根拠も示されないまま、中央が示した金額に沿って審議されたということを考えると。

これ会長さんにちょっとお聞きしたいのですが。

弁護士という立場で、その最低賃金を決める3要素を加味して決めなさいと法律に書いてあると思うのですけれども、そこ、加味されなかったという風に、去年、おとしを考えてみますと、法律違反ではないのかなということが考えられなくもないのですが、どうなのでしょう。

(反田会長)

制度として、最終的に3要素を考慮した上で出された値上げ額に合意が得られなければ、最低賃金法は多数決を予定しておりますので、それに基づいて決められた結果であるので、違反ということにはならないと考えております。

(長谷川委員)

はい、わかりました。

(反田会長)

他になにかございますか。

(一之瀬委員)

今回の、公益側の根拠がいくつかあるのですが、その中の生計費の中の「持家の帰属家賃を除く総合」というのは、一般的な消費者物価の動向には載っていないのですが。

山梨県は甲府市が基準で出されているのですが、山梨県の「持家の帰属家賃を除く総合」というのはどういうレベルになるのかお聞きしたいのですが。

(反田会長)

事務局で分かりますか。

(賃金室長)

第1回本審の資料をお持ちでしょうか。

第1回本審の118ページになるのですが、

山梨県の消費者物価指数は甲府市の消費者物価指数として毎月出されています。

118ページの中ほどからちょっと下に甲府市の行がありまして、その左から5列目が「持家の帰属家賃を除く総合」でのデータです。

これが、2020年を100とした指数で示されているのですが、全国の数字は、総務省から出ておりまして、ホームページのe-statというところにデータが乗っているのですが、そちらでは前年同月比の数字が出ているのですが、山梨については、2020年を100にした時の指数しか示されていないで、前年同月比の数字が何かといわれるとお示しすることができないのですが。

これが2022年4月のデータになるのですが、昨年のデータと比較できるかと思って調べてみたのですが、今年は2020年基準なのですが、昨年のデータまでは2015年基準で作成されており単純に比較ができない状況になっているので、昨年度比べてどうだということが分かりにくい数字にはなっています。

(一之瀬委員)

結果、中央では3%以上という対前年比が出ているのだけれど、県内はわからないということですか。

(賃金室長)

甲府市の前年同月比のデータが取れないということになります。

2020年を100にするとこの数字になると。

公表されている数値だけでいくとわかっている範囲になります。

(一之瀬委員)

そのへん、もしわかるようでしたら、次回以降、御提出いただければと思います。

(賃金室長)

調べてみます。

(反田会長)

他になにかございますか。

【(3)賃金実態調査結果等について】

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次に議事(3)「賃金実態調査結果等について」に進みたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

引き続き説明いたします。

資料の 19 ページを御覧ください。

「令和 4 年賃金改定状況調査結果」の資料となります。

厚生労働省では、例年、最低賃金に関する実態調査として、2 種類の調査を実施しております。

賃金改定状況調査は、そのうちの一つの調査で、全国の中小零細企業の事業所の労働者の賃金改定の状況等を把握することを目的とした調査となります。

調査の概要は 19 ページに記載されている内容となります。

次に資料の 21 ページを御覧ください。

これは、「第 1 表 賃金改定実施状況別の事業所の割合」になります。

1 月から 6 月までに賃金の引上げを実施した事業所、1 月から 6 月までに賃金の引下げを実施した事業所、賃金改定を実施しない事業所及び 7 月以降に賃金の改定を実施する予定の事業所のそれぞれの割合について、A から D のランク別にそれぞれ記載されております。

山梨は B ランクになりますので、赤枠で囲ってございます B ランクのところを御覧いただきますと、産業計の欄で、1 月から 6 月に賃金の引上げを実施した事業所の割合は 34.7%、1 月から 6 月に賃金の引下げを実施した事業所の割合は 0.5%、賃金改定を実施しない事業所の割合は 50.4%、7 月以降に賃金改定を実施する予定の事業所の割合は 14.5%となっております。

業種別の数値につきましては、後ほど御確認をお願いします。

次に資料の 24 ページを御覧ください。

「第 4 表の 、一般労働者とパートタイム労働者の男女別の賃金上昇率の表」になります。

B ランクのところを御覧いただきますと、全産業の男女の合計で、賃金上昇率は 1.3%となっております。

業種別や男女別の数値につきましては、後ほど御覧いただければと思います。

次に資料の 25 ページを御覧ください。

「第 4 表の 、一般労働者、パート労働者別の賃金上昇率」の表になります。

B ランクのところを御覧いただきますと、全産業の計で、一般・パートの計は、先ほど申し上げましたとおり、1.3%となっております。その下の一般労働者につきましては 1.4%、パート労働者につきましては 1.2%となっております。

業種別の数値につきましては、後ほど御覧いただければと思います。

次に資料の 29 ページを御覧ください。

目安答申の公益委員見解においても記載されておりました、第 4 表 の表となります。

こちらは、今年の中賃の第 3 回目安小委員会で提供された資料で、表題のかつこ書きの部分に記載がありますが、令和 3 年 6 月と令和 4 年 6 月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計となっており、去年も在籍していた人が今年どれだけ上がっているかというもので、労働移動分が入っていないものとなります。

産業計の B ランクを見ていただきますと、2.0%となっております。

次に資料の 31 ページを御覧ください。

令和 3 年の賃金構造基本統計調査結果の賃金分布をグラフ化した資料になります。

山梨のデータが記載されているページのほか、山梨と比較するため、A ランクと B ランクの都府県のデータが記載されているページの抜粋となっております。

山梨のグラフにつきましては、37 ページに一般及び短時間労働者の合計のグラフ、43 ページに一般労働者のみのグラフ、49 ページに短時間労働者のみのグラフ、がそ

れぞれ掲載されています。

次に資料の 51 ページを御覧ください。

これは、平成 24 年度から令和 3 年度の地域別最低賃金の全国加重平均額と、「最低賃金に関する基礎調査」による、ランクごとの加重平均した未満率、影響率の推移をまとめた表となります。

B ランクの、赤枠で囲ったところを見ていただきますと、一番右側の令和 3 年度の未満率は 1.7%、影響率は 14.9%となっております。

次に資料の 52 ページを御覧ください。

令和 3 年の最低賃金に関する基礎調査の結果に基づく都道府県別の未満率及び影響率が記載されておりまして、山梨における未満率は 1.6%、影響率が 14.6%となっております。

次の 53 ページには、こちらは統計が前のページと変わりまして、賃金構造基本統計調査が基となりますが、令和 3 年の未満率及び影響率が記載されております。

前のページの資料と比べますと数値が異なりますが、最低賃金に関する基礎調査と賃金構造基本統計調査は対象となる事業場の規模や業種が異なるため、未満率及び影響率の値も異なる結果となっております。

参考資料としまして、資料の最後の 125 ページになりますが、各調査の対象業種や事業場につきまして、賃金改定状況調査、最低賃金に関する基礎調査、賃金構造基本統計調査についての簡単な説明資料をつけさせていただいておりますので必要に応じ御参照いただければと思います。

続きまして、資料の 55 ページを御覧ください。

上の表は、山梨県の最低賃金の推移の一覧となっております。

その下のグラフは、引上げ率の推移を表したものになります。

次の 56 ページは、山梨県最低賃金の未満率と影響率の推移を示した資料となります。

次に、資料の 57 ページを御覧ください。

これは、本年度の「最低賃金に関する基礎調査」の結果に基づき、県内の「賃金階層別、業種別、規模別」の労働者数を記載した一覧表になります。

それぞれの賃金階層は、一番左側に記載されておりますが、各階層の幅は、一律ではなく、現在の最低賃金額 866 円に近いところは 1 円刻み、金額が大きくなるにつれて、10 円刻み、100 円刻みとなっていることに御注意ください。

賃金額の横の数字は、それぞれの賃金額の階層までに何人いるかを「累積の」労働者数で表しており、また、かっこ内の数値は「累積の」構成比となっております。

次に資料の 63 ページを御覧ください。

これは先ほどの表を、賃金階層の幅を一部広げた上で、一般労働者、パート労働者の別で、グラフ化したものです。

上のグラフが該当労働者数の累積度数分布、下のグラフがそれぞれの賃金階層の労働者の分布の表になります。

次に資料の 64 ページを御覧ください。

上のグラフは、平成 19 年以降の「最低賃金に関する基礎調査」での、第 1・四分位数、第 1・十分位数、第 1・二十分位数の推移を表したグラフになります。

下のグラフは、今年の「最低賃金に関する基礎調査」での、業種ごとの第 1・四分位数、第 1・十分位数、第 1・二十分位数、中位数を表したグラフになります。

次に資料の 65 ページを御覧ください。

これは、本年実施した「最低賃金に関する基礎調査」の結果に基づいて、現在の

最低賃金額である 866 円を下回っている労働者の比率である「未満率」を算出した結果と、今後、最低賃金が改定された場合に、当該改定額を下回ることとなる労働者の割合である「影響率」を 1 円刻みで、裏面の 916 円まで試算した結果を示した資料となります。

次に資料の 67 ページを御覧ください。

生活保護に係る施策との整合性についての資料となります。

資料上部の四角の囲みの中の「また、」のところからですが、最低賃金は時間額で決められておりますが、生活保護は月額で決められており、単純な比較は困難ということで、平成 20 年度の中央最低賃金審議会におきまして比較方法が整理され、第 1 類費、第 2 類費及び期末一時扶助費それぞれの加重平均値を足し上げ、これに住宅扶助の実績値を加えたものと、最低賃金額を月額に換算した額とで比較することになっております。

次に 73 ページからの資料を御覧ください。

山梨の最低賃金と生活保護を実際に比較計算した資料となります。

75 ページの中ほどより下、3 の生活保護水準と最低賃金との比較についての項を御覧いただきますと、山梨においては、手取額で見た 1 か月当たりの最低賃金額が生活保護水準額を 28,499 円上回る結果となりました。

私からの説明は以上でございます。

(反田会長)

以上の説明につきまして御質問等はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

【 (4) 労使からの意見聴取結果について 】

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次に議事(4)「労使からの意見聴取結果について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

資料の 79 ページを御覧ください。

労使からの意見聴取を実施した結果を取りまとめた資料でございます。

意見聴取の具体的な実施方法をあらためて御説明いたしますと、事務局におきまして、労使双方から聴取する項目を記載したアンケート用紙を作成し、事前に意見聴取への協力及びアンケート用紙への記載の依頼を行いました。

その後、改めて、事業場を訪問し、記載されたアンケート用紙の回答内容を確認しながら、労使双方から個別に補足のヒアリングを実施いたしました。

その内容を取りまとめたものがこちらの資料となります。

本年対象といたしました事業場は、製造業 1 社、非製造業 1 社の合計 2 社で、昨年度まで対象とした事業場とは別の事業場になります。

具体的な業種としましては、カット野菜の製造を行う食料品製造業の事業場とホテル業の事業場となっております。

企業名の公開につきましては、残念ながら、両社とも応じていただけていないため、昨年度までと同様に、本資料におきましては、「A社」、「B社」との表示とさせていただきますが、御理解をお願いいたします。

この意見聴取結果につきましては、先般開催されました第1回の専門部会におきまして、同じ資料をお配りいたしまして、既にご説明させていただいたところです。

このため、本日は詳細な説明は省略させていただき、本年度の最低賃金の改定に係る御意見のみ紹介いたします。

A社の使用者側の方からの御意見としましては、まず、82ページの下のスライドを御覧ください。

4つ目の の内容ですが、最低賃金の引上げ状況に関しまして、近年の引上げペースは早いと感じられ、年10円から15円くらいのペースが適当と考えるとのことでした。

次に83ページの下のスライドですが、政府方針の全国加重平均で1,000円を目指す目標については理解を示しておられましたが、現在の原材料やエネルギーなどが高騰している状況下では、商品価格などへの転嫁ができずに困っている企業が多く、企業間の価格交渉だけでは適正な転嫁は難しいことから、中小企業が価格転嫁できる仕組みを強く求めたいこと、また、そのような仕組みがないうちは、最低賃金は上げてほしくないこと、について御意見をいただきました。

次に91ページの上のスライドを御覧ください。

B社の使用者側の方からの御意見ですが、業種が観光関連産業であることから、近年のような改定ペースに対応できるかは、コロナ禍の今後の推移次第によるところが大きく、お客様が来るようになって売り上げが安定しなければ、最低賃金の引上げは会社の負担増になるため上げ幅は少なくしてほしいとの御意見をいただきました。

次に85ページの下のスライドを御覧ください。

A社の労働者代表の方からは、最低賃金の引上げは、年20円強の今のペースくらいがよいのではないかと思います。

ただし、急激に上げることで企業が対応できず、問題が出るのもよくないとも思う、との御意見をいただきました。

次に93ページの上のスライドを御覧ください。

こちらと次のスライドに最低賃金に関する御意見を記載しておりますが、近年の最低賃金の引上げ状況については、物価の上昇や税金などの負担が増加していることから仕方ないことだと思ふ。

全国加重平均1,000円の目標について希望としては1,000円くらいがいいと思うが、山梨で1,000円となるのは厳しいと思う、との御意見をいただきました。

説明は以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【(5) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について】

(反田会長)

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の議事に入ります。

議題の(5)「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」に移りたいと思います。

労働局長から諮問をお受けする前に、事務局から申出の経過などについて、説明をお願いします。

(賃金室長)

事務局から、申出の経過などについて、説明をさせていただきます。

資料の95ページを御覧ください。

特定最低賃金につきましては、本年2月に、「電機連合山梨地方協議会」から「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、情報機械器具製造業最低賃金」の改正についての申出に関する意向表明がなされ、また、「基幹労連山梨県センター」、「自動車総連山梨地方協議会」、「電機連合山梨地方協議会」及び「JAM甲信山梨県連絡会」の連名で、「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金」に係る同様の意向表明がございました。

その後、表明されました意向のとおり、本年7月25日付けで、特定最低賃金の改正決定についての申出書が電気、自動車それぞれから提出されました。

95ページからの資料が申出書の写しとなります。

なお、申出書に添付されておりました各単組の合意書及び委任状並びに協定書等につきましては、本資料への添付は省略させていただいております。

自動車につきましては、資料の101ページからとなりますが、各組合の内訳を取りまとめた資料を参考に添付しております。

受理いたしました申出書につきましては、事務局で内容を確認させていただき、本日、改正決定の必要性を御検討いただく諮問をさせていただきこととなりました。

ここで、改めまして、特定最低賃金につきまして、簡単に説明させていただきます。

資料の103ページを御覧ください。

地域別最低賃金と特定最低賃金の違いにつきまして、記載しております。

地域別最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットである一方、特定最低賃金につきましては、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものであり、また、公正な賃金の決定に資するものとされております。

次に104ページを御覧ください。

こちらは、特定最低賃金の改正等の手順について記載した図です。

地域別最低賃金の審議と比較しますと上段の部分が異なっております。

地域別最低賃金の場合と異なりまして、まず、特定最低賃金改正の意向表明をいただきます。

その後、申出書の御提出をいただいたのち、労働局長から地方最低賃金審議会に、改正決定の必要性の有無について諮問させていただきます。

これを受けまして、地方最低賃金審議会では、特定最低賃金検討委員会を設置しまして、特定最低賃金の改正決定の必要性について調査審議を行っていただくこと

になります。

必要性ありとの結論に達して、御答申をいただいた場合には、改めて労働局長から改正決定の諮問をさせていただき、地域別最低賃金の場合と同じように専門部会を設置していただき、調査審議に入らせていただくという流れになります。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの事務局の説明につきまして、何か御質問等がございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。それでは、労働局長から諮問をお受けすることといたします。

(局長から会長に諮問文手交)

(反田会長)

皆様、お手元に諮問文の写しが配布されましたでしょうか。
それでは、諮問文の朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは朗読させていただきます。

まずは電気の方から朗読させていただきます。

山梨労発基 0805 第 1 号、令和 4 年 8 月 5 日。

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿。

山梨労働局長生方勝。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)。

令和 4 年 7 月 25 日付けをもって、申出代表者電機連合山梨地方協議会議長三輪茂樹から最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成 21 年山梨労働局最低賃金公示第 3 号)の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

次に、自動車の方を朗読いたします。

山梨労発基 0805 第 2 号、令和 4 年 8 月 5 日。

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿。

山梨労働局長生方勝。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)。

令和 4 年 7 月 25 日付けをもって申出代表者基幹労連山梨県センター委員長日野原頼人、自動車総連山梨地方協議会議長丸山哲男、電機連合山梨地方協議会議長三

輪茂樹及びJAM甲信山梨県連絡会会長杉原孝一から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上でございます。

（反田会長）

それでは、諮問に当たりまして、労働局長から御挨拶をお願いします。

（山梨労働局長）

本日は、大変御多用の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいま、令和4年度、「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、情報機械器具製造業最低賃金」と「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金」の改正の必要性につきまして、諮問をさせていただきました。

本日の諮問に至るまでの経緯につきましては、先ほど、事務局から説明させていただきましたとおり、電気関係及び自動車関係の特定最低賃金につきまして、本年2月に改正申出の意向をお受けし、さらに、今月、正式に申出書の提出をいただいたところでございます。

地域別最低賃金は、労働者の賃金の最低限を保障する、セーフティネットの役割を果たすものでございますが、特定最低賃金につきましては、特定の産業における労働条件の向上、又は事業の公正競争の確保の観点から、当該関係労使の申出を要件としまして、労使のイニシアティブにより決定されるものとなっております。

地域別最低賃金の御審議と同様に、皆様方には難しい御判断をいただくこととなりますが、特に労使の皆様がイニシアティブを十分に発揮いただき、御審議くださいますようお願い申し上げます。諮問に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

（反田会長）

ありがとうございました。

ただいま、労働局長から、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業及び山梨県自動車・同附属品製造業の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問がありました。

そこで、当審議会としましては、特定最低賃金検討委員会を立ち上げまして、審議を行い、その結果を踏まえて答申をしたいと思っております。

では、ここで、特定最低賃金検討委員会の委員につきましてお諮りしたいと思っておりますが、この委員会について、事務局から説明をお願いします。

（賃金室長）

それでは説明させていただきます。

資料の111ページからの「令和4年度最低賃金改正等の推進について」を御覧ください。

第1の1によりまして、審議会の下に「特定最低賃金検討委員会」を置くこととされております。

次に 112 ページを御覧ください。

上の方の(3)に、特定最低賃金検討委員会について記載されております。

この中で、検討委員会の委員につきましては、本審委員の公益委員、労働者委員及び使用者委員の中から、各2名を選出していただき、会長が指名することとされております。

したがいまして、検討委員会の設置に当たりまして、各側2名の委員の御選出をよろしく願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

今の事務局の説明について、御質問、御意見はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、特定最低賃金検討委員会の委員につきまして、各側2名ずつの選出をお願いします。

事前に、事務局から、本日この場で報告をしていただく旨の連絡がなされていると思いますので、各側から御報告をお願いします。

最初に、労働者側からお願いします。

(白倉委員)

小林委員と櫻井委員の2名、よろしくお願いします。

(反田会長)

次に、使用者側委員をお願いします。

(一之瀬委員)

使用者側は一之瀬と川島委員でお願いします。

(反田会長)

ありがとうございます。

ただいま報告がありました、

労働者側委員は、小林委員と櫻井委員。

使用者側委員は、一之瀬委員と川島委員。

公益委員は、事前に協議しております、伊藤委員と今井委員をお願いします。

委員長と委員長代理につきましては、規程によりまして、公益委員の中から委員が互選するということになっておりますが、検討委員会の開催の席で選出をしていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、特定最低賃金検討委員会の日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

お手元の、「令和4年度 地域別最低賃金審議日程表」を御覧ください。

特定最低賃金検討委員会につきましては、8月22日の午後2時から、山梨労働局の1階大会議室において開催予定となっております。

以上でございます。

(反田会長)

それでは、ただいまの6名の委員の方々には、この日程で検討していただくことになりますのでよろしく申し上げます。

【(6)その他】

(反田会長)

それでは、議題の「(6)その他」に入ります。

各側、何かございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

最後に2点、補足で説明させていただきます。

資料の115ページを御覧ください。

本年7月12日に山梨県弁護士会から、「最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」を公表したとして、本審議会あてと山梨労働局あてに、それぞれ声明文が送付されましたので、審議会あてのものを資料として添付いたしました。

各委員の皆様には、御承知おきいただきたいと思います。

次に資料の119ページを御覧ください。

前回、第1回の本審におきまして、既に御紹介させていただきました山梨県労働組合総連合からの要請及び署名についてですが、7月15日に33名分の署名が追加で提出されましたので、御紹介させていただきます。

以上でございます。

(反田会長)

その他に何かございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

ないようでしたら、本日の審議はこれで終了したいと思います。

この後、引き続きこの会場で第2回専門部会が開催されますので、専門部会委員の皆様は引き続き、よろしく申し上げます。

なお、本日の議事録の確認は、白倉委員と一之瀬委員にお願いいたします。

よろしく申し上げます。

それでは長時間お疲れさまでした。